

議案第8号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年11月28日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。

1 企業立地 事業補助金	略
(7) 企業立地事業 (職員教育施設・支援業又は自然科学研究所に係るものに限る。) を実施する者	投下固定資産額に <u>100分の30</u> を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）
略	

2～8 略

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。

1 企業立地 事業補助金	略
(7) 企業立地事業 (職員教育施設・支援業又は自然科学研究所に係るものに限る。) を実施する者	投下固定資産額に <u>100分の20</u> を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）
略	

2～8 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第1項第2号の知事の認定を受けた同号の企業立地事業に係る企業立地事業補助金の額は、改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。